

## 秋田市立桜小学校エレベーター保守点検業務委託仕様書

### 1 業務概要

- (1) 委託名 秋田市立桜小学校エレベーター保守点検業務委託
- (2) 委託場所 秋田市桜四丁目12番1号
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務仕様 本仕様に記載されていない事項については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書令和5年度版」(以下「共通仕様書」という)による。

### 2 業務範囲

#### (1) 業務対象設備仕様

##### ア 主仕様

- (ア) 製造者 日立ビルシステム
- (イ) 型式 P-11-CO60 1台
- (ウ) 設置年 令和4年
- (エ) 用途 乗用
- (オ) 停止階数 3階
- (カ) 積載量 750kg
- (キ) 速度 60m/分

##### イ 付加装置

- (ア) 遮煙性能付き乗場戸 有
- (イ) 地震時管制運転装置 有(普通級P波検知付)
- (ウ) 火災時管制運転装置 有
- (エ) 自家発管制運転装置 無
- (オ) 停電時自動着床装置 有
- (カ) オートアナウンス装置 有
- (キ) 故障自動通報システム 有
- (ク) 遠隔点検機能 有
- (ケ) 戸開走行保護装置 有

#### (2) 保守管理方法 POG契約とする。

#### (3) 点検回数

- ア 毎月1回以上巡回点検を行い、点検報告書を提出すること。
- イ 遠隔監視装置で常時監視することとし、点検報告書を提出すること。

#### (4) 点検内容 共通仕様書による。

- (5) 法定点検 建築基準法第12条で定める点検を年1回実施し、報告書を提出すること。

### 3 報告書および提出書類

- (1) 資格者証の写し 契約後速やかに  
(2) 点検報告書 作業実施後速やかに  
(3) 業務完了報告書 業務完了時

### 4 その他

#### (1) 消耗品・修理品

ア 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。

イ 本委託業務以外の修理については、別途協議するものとする。

ウ 修理品等は、メーカー純正品を使用し、メーカー仕様以外の改造は行わないこと。

#### (2) 事故等の措置

ア 事故等の緊急事態に備え、適切な処置が行えるような体制を確保すること。

イ 閉じ込め事故や故障等で連絡を受けた場合又は遠隔監視装置の異常信号を受信した場合は、速やかに対応すること。

#### (3) 点検作業

本委託に関する点検作業は、安全確保のため有資格者を含め2名以上で行うこと。

#### (4) 協議

この仕様書に定めのない事項又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。